

第26回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月30日(木) 午後1時30分から午後2時15分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(10名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	3番	尾島 和幸
	5番	丸山 善明	7番	宮尾 俊一
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	13番	山川 政明	17番	尾崎 香

4. 欠席委員	2番	東條 進	4番	加藤 謙太郎
	6番	荒川 美子	8番	丸山 嘉之
	12番	斎木 壽次	14番	霜鳥 勝範
	15番	生井 一広		

5. 提出議題

報告第18号 2月分許可状況について
報告第19号 3月分許可状況について
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第21号 農地転用事実確認証明等報告について
報告第22号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第21号 事業計画変更承認申請について
議案第22号 農用地利用集積計画について
議案第23号 農用地利用配分計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 宮下 桂子	主査 竹田 由之

7. 会議の概要

事務局長 定刻より若干早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきたいと思います。会議の前に、4月1日付けの人事異動に伴い、新たに事務局職員となった宮下係長より自己紹介させていただきます。

〈係長 自己紹介〉

なお、私、吉越、西澤次長、竹田主査はこれまで通りです。引き続きお世話になりますが、よろしく願います。

事務局長 本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、10名であり、在任する委員、17名の過半数が出席しております。それでは、安原会長、願います。

会 長 ご苦労様でございます。
このようなご時世ですので、会議もこのような形になっておりますが、それにしてもコロナウイルスには、大変困っているところであります。幸いにして、妙高市には出ておりませんが、アメリカでは大変なことになっているということで、かなりの死者も報告されております。

毎日、ニュースを聞いていてもわかるとおり、今一步、在宅にてあまり外に出歩かれないよう、皆様にもお願いしたいと思います。

県の農業会議での常設審議委員会も4月は書面決議ということで、このまま5月も書面決議になるかと思えます。当委員会でも大きな県案件が挙がっていましたが、今日の新聞で、22区画の先月許可をいただいたものが、チラシの中に入っております。

もうそろそろ田植えの時期になりますが、毎年の事ですが事故には十分注意していただきながら、仕事を進めていただきたいと思います。

議 長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第26回妙高市農業委員会総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員を指名いたします。3番の尾島 和幸 委員、5番の丸山 善明委員、よろしく願います。

本日の報告事項については6件、議案については、5件です。少人数でありますので公正かつ厳正なご審議をお願いします。

議 長 これより、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、

- ・報告第18号 2月分許可状況について
 - ・報告第19号 3月分許可状況について
 - ・報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - ・報告第21号 農地転用事実確認証明等報告について
 - ・報告第22号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について
 - ・報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
- 以上、報告事項6件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、1ページ、報告第18号 2月分許可状況について、をご覧ください。
令和2年2月に申請されましたものは、3条申請が4件で、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可となっております。

次に、2ページ、報告第19号 3月分許可状況について、をご覧ください。
3月の総会におきまして、3,000㎡以上の5条申請が1件ありました。

農地法において、3,000㎡以上の転用事案の場合は、新潟県農業会議の常設審議委員会で諮問することになっております。

3月の総会で、妙高市農業委員会において、許可相当としており、4月15日に開催されました常設審議委員会で諮問されました結果、異議なしと答申されたことから、原案どおり許可したものです。

次に、3ページ、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

3月に届出がありました合意解約は、合計51件となっております。

6ページ49番の方が田・畑の両方がありますので、田・畑別ですと合計52件となります。

内容としては、解約後は、新たに他の方との貸借、貸借予定、所有権移転等となっております。

3ページ、3番については、3月の総会で3条申請の許可をいただいたものです。

3ページ4番から6ページ43番までと47番、48番は斐太地区の法人が、体調不良により規模縮小をしたことによる解約です。今後は他の法人へ引き継ぐものでありまして、3月に賃借済となったものと今月、利用権設定されるものがあります。

3ページ、1番と6ページ、45番、49番については、周囲等の耕作者にあたりましたが、誰もおらずに保全管理となりました。

6ページ、50番は、3月総会において、5条申請のあった栗原地内の宅地造成分です。

7ページに参考ということで、斐太地区の法人の規模縮小について、まとめたものを載せさせていただきました。規模縮小前が377,522.93㎡でしたが、①の法人へ16,816㎡、②の法人へ166,119㎡を引き継ぎ、194,587.93㎡に規模を縮小しています。

また、この規模縮小に伴う集約についても合計の下に載せさせていただきました。

次に、8ページ、報告第21号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

3月につきましては、農地転用事実確認が1件です。

内容については、過去において、5条の許可をとったのですが、地目を変更していなかったもので、現在は宅地として利用し、非農地であることを担当農業委員さん、担当推進委員さんとともに現地確認しております。

次に、9ページ、報告第22号 農地法施行規則第29条第1号該当届出について、です。

3月総会で5条申請許可をした一般住宅の転用事案の際、手続きをしていないと思われる農業物置があったため、始末書とともに届出されたものです。

次に、10ページ、報告第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は16件でありまして、いずれも自作や貸付をしており、新たなあっせん希望はございません。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

会 長 今、報告第20号で、法人の規模縮小というお話がありました。
先日、縮小される法人の方とお会いしましたが、体調の方はあまり良くないとい

うことです。ここに書いてあるとおり、今の耕作残がこれだけあるということです。昨年もありましたが、かなりの面積をお持ちの法人が縮小したり、やめたりということになると、面積を消化するのに大変苦勞することになります。一つの法人がパンクすると、妙高市全体の農業をやっている方々に多大な影響が出てしまうのではないかと思います。およそ150町歩、お持ちになっておるわけですが、分散しろと言ってもなかなかできませんが、後のことも考えて集めてほしいと依頼したところでもあります。

これから、中核農家の方々も高齢やいろいろな理由によりやめられる方が各地域でもあろうかと思いますが、皆様に事前に相談等がありましたら、即刻事務局を通して相談していただかないと、今回はなんとかかなりでしたが、なかなか大変なことだと思うところがあります。皆様の地域でも、このような事案については、気を付けていただきたいと思えます。

議 長 無いようですので、報告事項6件については、ご了承いただきたいと思います。

議 長 次に、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、11ページをご覧ください。
今月の許可申請は、4件です。

1番については、申請地は、大字五日市地内、登記地目、田が2筆で353㎡、畑が1筆で441㎡、田畑合計3筆で登記地積合計794㎡であります。位置図については、資料No.3をご覧ください。

譲受人は、現在、上越市板倉区に在住され、自分の田畑を耕作されていて、妙高市内でははじめて申請地を購入し耕作していきたいという、妙高市内での新規就農者です。

妙高市内では新規就農者ということで、本来であれば担当委員の皆様からお集まりをいただき、聞き取りを実施するところですが、新型コロナウイルスの蔓延、感染防止のため、先般、事務局員で聞き取り調査を実施し、その内容について職務代理と担当農業委員、担当推進委員に書面審査をお願いしたところです。

申請に至った経緯は、譲受人と譲渡人は親戚関係にあり、申請地の隣接地にある譲渡人名義の住宅を購入し入居する予定で、あわせて申請地を譲り受けて耕作したいというものです。

主に農作業に従事するのは、譲受人で、農業機械は、現在、軽トラック、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を所有しており、板倉区で実際に農作業を行っている方です。

譲受人としては、今後は、畑として自家消費する野菜を作っていきたいとのことで、これまでの経験を生かして耕作していくことから、特段問題ないと判断をいただいたところです。

譲渡人は、姉妹共有名義で県外在住・遠距離で耕作管理を続けることが困難であることから、これを機に住宅とともに譲受人に売買により譲り渡すものです。

2番については、申請地は、柳井田町4丁目地内、登記地目、田が3筆、登記地積合計1,763㎡であります。

譲渡人は、これまで別のかたと利用権設定し耕作してもらってききましたが、将来的に、農作業への労力もなく、耕作管理することが困難なことから、隣接の介護福祉施設の役員である譲受人に相談したところ、申請地で生産したコメを介護福祉施設の食事に提供するために、規模拡大を図っていきたい譲受人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字北田屋新田及び大字寺尾地内、登記地目、畑が2筆、登記地積合計1,077㎡であります。

譲渡人と譲受人とは親戚関係にあり、譲渡人が市内転居することとなり、遠距離となるため、今後、申請地を耕作管理することが困難なことから、譲受人に相談したところ、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目、田が1筆、登記地積204㎡であります。

譲渡人と譲受人とは親戚関係にあり、申請地は、これまで別のかたと利用権設定し耕作してもらってきましたが、将来的に、農作業への労力もなく、耕作管理することが困難なことから、譲受人に相談したところ、合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。こちら登記地目が田ですが、畑として耕作、管理するとのことです。

以上4件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10aを超えていること、及び農地法の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

1番については、1番の渡邊 春男委員、

2番については、7番の宮尾 俊一委員、

3番については、11番の内田 芳昭委員、

4番については、13番の山川 政明委員より、お願いいたします。

1番

4月9日に事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明があつたとおり、特段問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

7番

4月10日に金子推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

事務局の説明通りで、申請地近辺は、譲受人が売買にて購入されているところであり、ただ、だんだん面積が増えてきますと、作業にも不備が出てくるかと思えます。今のところはしっかりされておりますが、今後の状況を注視していきたいと思えます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

11番

4月9日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、数年畑として利用されており、荒れたところを耕し、草を刈り、畑として使っていこうという意欲も見えました。トマトへ出荷しているということで、これからはがんばってやってもらえそうです。特段問題ないと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

13番

4月14日に事務局と現地確認を行いました。

事務局の説明通りで、特に問題ないと確認しております。

譲受人は、農業に興味を持っている若者であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長

それでは、議案第19号の質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長

2番の対価額は、いつも同じですか。

事務局 同じであります。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第19号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、12ページをご覧ください。
今月の許可申請は3件です。

1番について、申請地は、諏訪町2丁目地内、登記地目、田が3筆、登記地積合計1,332㎡です。事業全体としては、隣接宅地を含めた2,387.24㎡です。
位置図は、資料No.7をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、8区画の宅地造成と乗入れ道路を整備することを希望しています。

2番について、申請地は、大字姫川原地内、登記地目、田が1筆、登記地積85㎡です。
隣接地と一体で、事業面積としては、176.26㎡となります。
位置図は、資料No.8をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、隣接地に立っている車庫を除却して、その隣接地と一体で一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

3番について、申請地は、大字坂口新田地内、登記地目、田が3筆、登記地積合計1,928㎡です。隣接地と一体で、事業面積としては、5,812.88㎡です。
位置図は、資料No.9をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、一団の農地から分断された農地であることから、その他2種農地に該当するものと思われます。
こちらの建築につきましては、妙高地域でこれまで移転先を探してきた経過からここに合意を得たところであり、こちらを最適地と判断しました。
譲受人は、申請地に賃貸借権を設定し、隣接地と一体でホームセンターの整備を希望しています。

以上、3件ですが、転用計画、資金計画等、確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きます、担当委員の説明をお願いします。
1番、3番については、担当委員が欠席のため、今ほどの事務局の説明のみとします
2番については、3番の尾島 和幸委員より、お願いいたします。
- 3番 4月13日に山下推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。
事務局の説明通りで、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第20号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 16番 1番についてですが、宅地造成8区画ということですが、今までもかなり宅地造成して
おり、まだ建築されていない住宅がかなり残っていると認識しているのですが、業者との
打ち合わせはどのようになっているのでしょうか。
- 事務局 先月も新井地域で、宅地造成の許可をしていただいた業者でございまして、先月の段階
で、それまで整備してきたところについては、住宅が建っていないところは、まだ着手で
きていないだけで、契約自体は終わっているということで、先月の許可いただいたところ
と今月の案件分が空いていると確認しております。
- 16番 和田地区にもありますよね。
- 事務局 住宅が建っていないところは、予約が入っているということを確認しております。
- 16番 募集中の看板が立っているようですが。
月岡なんですが、まだ売れていないなという感じで見ているのですが、そういうところ
がありますので、お話ししていただければと思います。
- 事務局 再度、確認したいと思います。
- 議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第20号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第21号「事業計画変更承認申請について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第21号 事業計画変更承認申請書については、13ページをご覧ください。
今月の承認申請は1件です。

申請地は大字関山地内で、事業計画期間の延長を求めるもので、申請地及び転用面積等に変更はありません。

位置図については、資料No. 10をご覧ください。

建設事業者が、土採取事業及び植林として、当初は平成11年に第5条の一時転用の許可を受け、その後、平成20年、平成21年及び平成25年並びに平成30年に計画変更承認を受けて事業を実施しているものです。

本件は、一部追認案件であります。

申請人は、令和2年3月31日までの事業期間で承認を受けていましたが、同様の県への林地開発の事業期間延長の手続きが思うように進まず、そちらを優先してしまったため、以前から当委員会事務局として、期限に間に合うように指導してきましたが、手続きが間に合わず、今回の申請に至ったもので、申請人に指導するとともに、反省を促したものであります。

これを受けて、手続きを怠ってしまったことについて始末書の提出がありました。

この件については、申請人も深く反省しているところであります。

申請書提出後に現地確認をしましたが、これまでも周囲の農地等に悪影響を与えたこともなく、これからも同様であると想像できることを確認しました。

今回の計画変更理由は、公共事業等でリサイクル材の利用が増えているために、発注段階での建設骨材の使用が減少し、土の採取が進まず、埋め戻す土も思うように発生しなかったことから植林による緑化も計画通りに進まなかったことによるもので、5年間の工期を延長するものであります。

以上、やむを得ない事情による工期の延長であり、特段問題ないと考えられます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 担当委員の説明については、欠席のため、事務局の説明のみとします。
それでは、議案第21号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

職務代理 平成20年の変更申請から、過去4回、建設骨材の使用減少等の事由により、事業期間の延長を行っているものですが、全体計画に対して、現在の進捗率はどのくらいになっているのか。前回、平成30年7月の許可からどの程度進んでいるのか。期間の終了が令和7年3月末となっていますが、これで完了できるのか、見通しはどうか。提出時のヒアリング状況を分かる範囲で教えていただきたいと思えます。

事務局 平成30年の時には、概ね50%くらいしか進んでいなかったが、今現在は7割とのお話でした。私も終わるのでしょうかとお聞きしましたところ、5年間で完了するように進めるということで、聞き取りをしたところであります。

議長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第21号「事業計画変更承認申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号については、許可することに決定しました。

議長

次に、議案第22号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案22号のうち、79番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、79番を除く、1番から78番までの78件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

14ページ 議案第22号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。

最初に、議案の訂正をお願いします。

15ページ、8番、申請農地が田となっていますが、正しくは畑です。これに伴い、24ページの合計も訂正となります。新規の田の件数が57件で、面積が191,659.96㎡、新規の畑の件数が3件で、5,528㎡となり、田の合計の件数は76件、面積が259,328.96㎡、畑の合計件数は5件、6,524㎡となります。
以上、申し訳ございませんが、訂正をお願いします。

今月は、新規設定59件、再設定20件で、合計79件です。

14ページ、2番と21ページ、59番の方が田・畑の両方がありますので、田・畑別ですと合計81件となります。

まずは、そのうち78件について説明いたします。

主だったものについて説明いたします。

14ページ、1番につきましては、一般社団法人の新規就農です。

一般法人は、農地を所有することは出来ませんが、貸借をすることは出来ます。ただし、3つの条件がありまして、貸借契約に解除条件をつけること、地域において適切な役割分担のもとに農業を行うこと、執行役員が常時農業に従事することが条件となっております。こちらにつきましては、3月30日に事業者、農林課、農業委員会事務局でヒアリングを行いました。通常は、担当地区農業委員と推進委員、地域の代表の方もヒアリングに参集していただくのですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員の方たちには、意見照会を行いました。

この事業所は、障害者就労継続支援事業所です。

申請に至った経緯ですが、現在、上越市で耕作した野菜や加工品をあらい道の駅へ出品していますが、その縁から地主と知り合い、道の駅に近いところで耕作し、枝豆や蕪、こんにゃくいも、他にも加工できるようなものを栽培し、六次化に取り組んでいきたいとのことです。

ヒアリング等の結果、先ほどの3条件が確認できましたので、新規参入に認めることにいたしました。

15ページ、11番から21ページ、58番については、農地中間管理事業を利用した貸付となります。先ほどの斐太地区の法人の規模縮小に伴うものです。受け手については、このあとの配分計画にできます。

内容について、基本的には同一の内容で、対価額は、斐太地区の今年の平均額を適用しています。貸借期間が配分計画の公示が6月末なので、7月1日から10年経過後の3月末までとなっています。7月までの期間は、両者合意のもと委託されています。ただし、16ページ、16番は、当該圃場で一部作付できない部分があるため、対価額が少なくなっていますし、19ページ、37番、41番は地主からの申し出により貸借期間が5年後の3月となっています。

22ページ、63番、23ページ、72番、73番については、賃貸借料が端数となっていますが、対価額を10aあたりに換算したことによるものです。

22ページ、65番については、対価額は固定額ではなく、この金額の範囲内で、その年の作付状況により話し合い、金額を決めるとのことです。

24ページ、77番と78番については、77番は貸付人本人所有の農地の貸付であり、

78番は、死亡した父が所有している農地の相続人としての貸付になります。

また、無償で貸借をしているものは、3条申請予定や土地の状況が悪かったり、貸主からの要望によるものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第22号の1番から78番について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第22号「農用地利用集積計画について」のうち、1番から78番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号のうち、1番から78番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きまして、同じく議案第22号「農用地利用集積計画について」のうち、79番を上程します。79番については、内田 芳昭委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、退席をお願いします。

【内田委員退席】

議 長 それでは、議案第22号「農用地利用集積計画について」のうち、79番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、24ページ、79番について説明いたします。
内容については、対価額、貸借期間等双方での話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われま
ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、議案第22号の79番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第22号「農用地利用集積計画について」のうち、79番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号のうち、79番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、内田委員の退席を解除します。

【内田委員復席】

議 長 続きまして、議案第23号「農用地利用配分計画について」を上程します。
議案第23号のうち、7番と8番は農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかか
る案件ですので、最初に7番と8番を除く1番から6番までの6件を上程します。事務局
の説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第23号 農用地利用配分計画について、です。
まずは、1番から6番について説明いたします。
25ページ、1番から4番については、議案第22号の集積計画で農林公社が借り受け
たものを担い手へ貸し付けているものです。摘要欄の番号が集積計画の番号と一致しま
す。
5番、6番については、昨年度行った広島地区の圃場整備分で、配分していなかった
分をこの度、配分するものです。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、議案第23号の1番から6番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、1番から6番を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号のうち、1番から6番については、市長に要請することに決定い
たしました。

議 長 続きまして、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、7番を上程します。
7番については、宮尾 俊一委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定に
よる「議事参与の制限」に該当するため、退席をお願いします。

【宮尾委員退席】

議 長 それでは、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、7番について、
事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、25ページ、7番については、先ほどと同様に昨年度行った広島地区圃場
整備分で、配分していなかった分をこのたび配分するものであります。期間等当事者間
の合意した内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、議案第23号の7番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、7番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号のうち、7番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、宮尾委員の退席を解除します。

【宮尾委員復席】

議 長 続きまして、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、8番を上程します。
8番については、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参
与の制限」に該当するため、議長を交代の上、退席いたします。

【安原会長退席】

議 長 それでは、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、8番について、
(職務代理) 事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、26ページ、8番について説明いたします。
先ほどと同様に、議案第22号 20ページ、49番から21ページ、54番の集積計画
で農林公社が借り受けたものを担い手へ貸し付けているものです。期間等当事者間での合
意した内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 それでは、議案第23号の8番に関する質疑を行います。
(職務代理) 質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。
(職務代理)

議 長 これより、議案第23号「農用地利用配分計画について」のうち、8番を採決します。
(職務代理) お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
(職務代理) よって、議案第23号のうち、8番については、市長に要請することに決定いたしました。

それでは、安原会長の退席を解除します。

【安原会長復席】

議 長
(職務代理)

問題なく承認されました。

議 長

議案の審議については、全て終了しましたので、
これにて第26回農業委員会総会を閉会します。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之